

# 国民健康保険 だより

保存版

令和元年9月1日 発行  
発行 福生市  
編集 市民部保険年金課  
〒197-8501 福生市本町5番地  
電話 042-551-1640(直通)

国民健康保険にご加入のみなさんへ

75歳未満の方

## 新しい国民健康保険被保険者証を送付します

現在交付している国民健康保険被保険者証（以下「保険証」といいます。）の有効期限は、令和元（平成31）年9月30日までです。

10月1日からお使いいただく新しい保険証は、9月中旬から順次、世帯主様宛に住民登録のある住所へ「簡易書留郵便（転送不要）」で送付します。

ご不在の場合は郵便局に留め置きとなり、ご自宅の郵便受けに「郵便物等ご不在連絡票」が投かんされますので、その案内にしたがってお受け取りください。

なお、郵便局の保管期間が過ぎた場合は福生市役所で交付しますので、身分証明書（運転免許証、写真が表示されているマイナンバーカード等）、印鑑、旧保険証をお持ちのうえ、保険年金課（福生市役所1階5番窓口）までお越しください。

新しい保険証の有効期限は令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間です。（ただし、すべての保険証の有効期限が2年間ではなく、年齢や制度等によって有効期限は異なります。有効期限の翌日から使用していただく保険証については、年齢や制度等にあわせてご案内します。）

### ◆ 令和3年9月30日までに75歳になる方の有効期限について

保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日までです。75歳からは後期高齢者医療制度に加入となり、保険証が変わります。新しい保険証は、誕生日前月末までに住民登録のある住所へ送付します。

### ◆ 退職者医療制度に該当している方の有効期限について（お持ちの保険証に㊦と表示がある方）

保険証の有効期限は65歳の誕生月の末日（1日が誕生日の方はその前月の月末）までです。退職本人認定の方が65歳になる場合、その世帯に属する被扶養者の方も同様となります。新しい保険証は有効期限前までに住民登録のある住所へ送付します。

### ◆ 在留外国人の方の有効期限について

保険証の有効期限は在留カードの有効期限の翌日までです。在留カードが更新された場合に新しい保険証を住民登録のある住所へ送付します。

国民健康保険  
被保険者証

記号番号 999999  
被保険者



## こんなときはお手続きを！！

#### 国民健康保険に加入するとき

- \*福生市に転入してきたとき
- \*職場の健康保険をやめたとき（※1）
- \*職場の健康保険の扶養でなくなったとき（※1）
- \*子どもが生まれたとき
- \*生活保護を受けなくなったとき

#### 国民健康保険を脱退するとき

- \*福生市から転出するとき
- \*職場の健康保険に加入したとき（※2）
- \*職場の健康保険の扶養になったとき（※2）
- \*死亡したとき
- \*生活保護を受け始めたとき

- お手続きの際は、身分証明書、印鑑、マイナンバーがわかるものをお持ちください。
- （※1）のときは健康保険の資格喪失証明書等、（※2）のときは職場の健康保険証（国保をやめる方全員分）等が別途必要です。詳しくはお問い合わせください。

有効期限の過ぎた保険証は10月1日以降保険年金課へご返却いただくか、ご自身で破棄してください

# 10月末までです！

## 特定健康診査は受診されましたか

福生市で国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、市内の指定医療機関で毎年6月から10月にかけて『特定健康診査』という健康診断を行っています。対象の方には、5月下旬に受診券をお送りしています。未受診の方はぜひこの機会に受診をお願いします。

### ■特定健康診査の目的

特定健康診査は、**生活習慣病（糖尿病・高血圧等）の早期発見、改善**を目的とした健診です。お腹まわりや血圧、血糖等の数値をもとに生活習慣病のリスクを判定します。**生活習慣病は予防、改善ができる**ため、健診を受けて発症や重症化を防ごうという目的があります。

### ■職場での健診や人間ドックを受ける方へ

福生市の特定健康診査を受診せず、職場での健診や人間ドックを受けた方は健診結果のコピー・問診票をご提出ください。

特定健康診査と同様に生活習慣病のリスクがあると判定された方は、特定保健指導を無料でお受けいただけます。提出に関する詳しい内容は、保健センターにお問い合わせください。

### ■リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、「**特定保健指導**」という生活習慣を見直すための専門家による支援事業を**無料**で行っています。

早期の取り組みが大切です。対象の方には、後日、ご案内をお送りします。一緒に生活習慣を見直していきましょう。



無料で受診できます！  
健診のことや受診券について  
のお問い合わせは保健センタ  
ーまで。

### ■毎年、継続的に受診しましょう

生活習慣病に罹患し、特定健康診査を受診していない方の医療費が、受診した方に比べて高くなっています。

生活習慣病は、早期に対応することで、早期回復や症状進行の緩和が望め、治療費の抑制にもつながります。

カラダの小さな変化を見逃さないためにも、健診は毎年受診しましょう。また、現在治療中の方も受診できます。

### 特定健康診査のお問い合わせは…

福生市保健センターへ  
電話 042-552-0061（直通）

## 入院等で医療費が高額になるときは

世帯の所得金額により医療費の自己負担限度額が決められており、医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

### 限度額適用認定証について

医療機関でのお支払いの際に「限度額適用認定証」を提示していただくと、自己負担額（保険診療外の費用や入院中の食事代等を除く）が自己負担限度額までの負担となります。限度額適用認定証が必要な場合は、あらかじめ市役所の窓口にて交付の申請をしてください。  
※国民健康保険税に未納がある場合は「限度額適用認定証」を交付できません。また、70歳以上75歳未満の方で現役並み所得Ⅲ（住民税課税所得が690万円以上の世帯）の方と一般区分（住民税が課税されている世帯で、住民税課税所得が145万円未満の世帯）の方はお送りしている「東京都国民健康保険高齢受給者証」が「限度額適用認定証」の代わりとなるため申請の必要はありません。

### 自己負担限度額（月額） 70歳未満の方

所得区分		自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降
上位所得者	所得が901万円を超える	ア 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下	イ 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	所得が210万円を超え600万円以下	ウ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ 57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ 35,400円	24,600円

### 70歳以上 75歳未満の方

所得区分			自己負担限度額	
			外来（個人単位） A	外来+入院 （世帯単位） B
現役並み所得者	Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	Ⅱ	住民税課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	Ⅰ	住民税課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般 住民税課税所得が145万円未満の世帯 (住民税非課税世帯を除く)			18,000円 年間限度額 144,000円	57,600円 44,400円
低所得者Ⅱ			8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			8,000円	15,000円

### 同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

70歳未満の方	同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合はそれらを合算し、限度額を超えた分が支給されます。
70歳以上 75歳未満の方	同じ月内の70歳以上 75歳未満の人の自己負担額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

## 詐欺の電話に要注意！ATM操作等による医療費の支給は行っていません